

契約事前確認公募について

令和5年11月16日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「構造物の長期健全性に関する検討（その2）」業務について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行します。なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者との間の一般競争入札手続に移行する予定です。

記

1. 契約の概要

(1) 件名

構造物の長期健全性に関する検討（その2）

(2) 履行期間

契約締結日～令和6年3月29日

(3) 概要

福島第一原子力発電所において、燃料デブリの取り出しが完了するまで格納容器などの構造物の健全性を維持するために、構造物が機能を喪失した場合の影響を把握しておく必要がある。本業務では、前年度に実施した「構造物の長期健全性に関する検討」に続いて、1号機～3号機のうち1プラントを選定し、格納容器と圧力容器および炉内構造物の各部位と支持構造物および接続配管を対象として、以下を実施する。

- ① 対象構造物の構成要素と現状における要求機能を調査し、必要な情報を入手する。入手できない情報については、相当する情報を創出する代替策を用いて必要な情報を補完する。調査範囲は特定原子力施設に係る実施計画を含むものとする。
- ② ①で特定した各構成要素について、地震による機能喪失から放射性物質の放出に至る一連のシナリオを作成する。ここで放射性物質の放出は、閉じ込め機能の低下と放出対象となる放射性物質の増加を表し、以下では結果という。シナリオ分析では、複数の分析手法を用いて、できる限り網羅的にシナリオを抽出する。
- ③ ②で抽出したシナリオに対して、機能喪失に至るまでの期間（以下では期間という）および結果の各々について定性的な分析を実施し、各構成要素の重要度分類を実施する。期間については、経年変化をもたらす重要な要因を考慮する。結果としては、

閉じ込め機能の低下への直接的または間接的な影響と放出対象となる放射性物質の増加を考慮する。さらに、期間と結果の各々を定量化する方法を検討する。

- ④ ①～③の成果をまとめると共に、選定号機以外への重要度分類の適用性および放射性物質放出以外の影響に対するシナリオ分析と重要度分類の適用性を検討し、課題を整理する。

なお、必要な情報が限られている現状において上記目的を達成するために、当機構と協議しながら本業務を実施すること。また、当機構との協議を通じて必要と判断された場合には、外部の専門家の意見を聴取すること。

2. 応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は応募資格を有しない。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - ⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省又は経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (6) 中立的かつ公平な立場で業務を実施できる者であること。
- (7) 仕様書の交付を受けた者であること。
- (8) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。
- (9) 以下の技能に関する要件を満たしていること。
 - ・ 確率論的リスク評価手法を適用して、福島第一原子力発電所の燃料デブリに起因するリスク及びその取り出しに関わるリスクの定量的評価手法の開発又はリスク評価を実施した経験を有し、その実績を提示できること。
 - ・ 日本原子力学会東京電力福島第一原子力発電所廃炉検討委員会廃炉リスク評価

分科会に参加していること。

- ・ 国内外の技術調査に必要なノウハウ及びネットワークを有すること。

3. 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 技術グループ

「構造物の長期健全性に関する検討（その2）」業務担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

(エイ アンダーバー ディー イー アイ イー イー アットマーク エヌ ディー イフ ドット ジー オー ドット ジー エー ピー)

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

(2) 説明会の有無

無

(3) 仕様書の交付

上記（1）において令和5年11月30日（木）までの平日（10：00～17：00）配布する。なお、事前に上記（1）の担当者に日時を連絡のこと。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

期限：

令和5年12月1日（金）15：00

提出先：

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 技術グループ

「構造物の長期健全性に関する検討（その2）」業務担当あて（郵送による場合は、期限まで必着のこと）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（別添1）
- ② 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ③ 組織概要（パンフレット等）
- ④ 作業体制図及び作業計画書（様式自由）
- ⑤ 2. 応募する者に必要な資格（9）の技能要件を満たすことの説明（様式自由）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

令和 年 月 日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長 山名 元 殿

提出者
住 所
会社名
代表者役職氏名

印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件名：構造物の長期健全性に関する検討（その2）

連 絡 先
所 属
役 職 氏 名
メールアドレス
電 話 番 号